

川崎市資産改革検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 本市の資産改革の取組について、専門的な視点から課題整理を行い、取組の方向性の検討に資することを目的として、「川崎市資産改革検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 本市の資産改革に係る取組の現状分析及び課題の整理
- (2) 課題解決に向けた方向性の研究
- (3) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、経済、財政及び不動産鑑定等の資産改革に密接な関連を有する分野に関して専門的見地を有する者5名以内で構成する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は委員会を代表し、会務を主宰する。
- 5 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、事務局の要請により委員長が招集する。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。
- 3 会議は、原則公開とする。ただし、公開することにより公正かつ中立的な検討に著しい支障を及ぼす場合又は特定な者に不当な利益をもたらす恐れがある場合には、委員長は会議を非公開にすることができるものとする。

(庶務)

第5条 委員会の事務局を財政局に置き、庶務を処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

附 則

本要綱は平成22年3月18日から適用する。